

マイナンバーカード出張申請臨時窓口の開設について

マイナンバーカードは、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な本人確認書類として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるようになるICカードです。

マイナンバー制度導入後は、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号の提示が必要となり、マイナンバーカードがあれば、一枚で番号確認と本人確認が可能となります。他にも、マイナンバーカードの利活用の範囲はどんどん広がっています。

このたび、申請に必要な顔写真の無料撮影や申請手続きのお手伝いを行います。申請の仕方がわからない方や遠方などの理由で各総合支所に行けない方の支援を目的として実施するものです。

カードは後日、自宅に郵送いたします。(予約不要)



【日 時】 **12月1日(木)** 14時～16時

【場 所】 宮野地域交流センター1階 大会議室

【対 象】

- ・本市に住民票登録がある方
- ・市外へ転出予定のない方
- ・申請者本人（15歳未満の方は法定代理人とともに）が会場にすることができる方

【問い合わせ】 市民課(Tel.083-934-2927)

【持参品】

- ① 通知カード（緑色）または個人番号通知書
- ② 本人確認書類（A またはB）
A 1点（運転免許証・パスポート等）
B 2点（健康保険証・介護保険証・診察券等）
※法定代理人（親）は「A 2点」または「A 1点+B 1点」
- ③ 住民基本台帳カード（お持ちの方）